

東北への単身赴任、 制度を活用して 帰省を効率化



公正取引委員会
審査局管理企画課審査専門官

かわい みき
河合 美樹

Profile

- 平成21年・公正取引委員会事務総局入局(II種採用)審査局第二審査係員
独占禁止法違反事件の審査
課内の庶務や他課室との調整業務のほか、事件審査の補助業務を担当
- 平成23年・経済取引局取引部企業取引課係員
下請法及び独占禁止法(優越的地位の濫用)に係る事業者からの事前相談対応、下請法講習会の企画運営
- 平成26年・消費者庁表示対策課景品・表示調査官
消費者庁に転出、係長に昇任
景品表示法に係る違反被疑情報受付及び事件調査
- 平成28年・審査局情報管理室審査専門官
公正取引委員会事務総局に転出
独占禁止法に係る違反被疑情報受付及び補足調査

転勤

- 平成29年・東北事務所下請課下請取引調査官
転勤、単身赴任
下請法に係る違反被疑情報受付、講習会の企画運営、事前相談対応及び事件調査

- 令和元年・審査局管理企画課審査専門官
～現在
独占禁止法(優越的地位の濫用)に係る事件審査

苦労した経験は、 必ず大きな自信に つながる

入局以来様々な業務に携わってきましたが、特に印象に残っているのは入局3年目に配属された、経済取引局取引部企業取引課での業務です。企業取引課では主に下請法、そして独占禁止法で禁止されている優越的地位の濫用に関する違反行為を未然に防止するため、事業者からの相談に対応したり、講習会を開催するなどの普及啓発活動を主に行っていました。

相談者は、事業者向けのテキストやパンフレットを読み込み理解している方もいれば、全く馴染みのない方まで様々です。寄せられる相談内容も、自身ですぐに答えられるものから、上司への相談や班内での詳細な検討が必要なもの、他の法律を調べたり事実関係の確認が必要なものまで多岐にわたります。また、相談者の立場や状況はそれぞれ違いますから、全てが想定問答どおりに対応できるものではありません。配属1年目はわからないことばかりで、それでも相談者にはわかりやすく回答しなければいけないというプレッシャーに押し潰されそうになることもありました。

その業務の中で、事業者向けの下請法講習会の企画運営に携わり、講師を担当しました。下請法に関する講習会は満席になることがほとんどで、それだけ事業者の関心度も高いということ。果たして自分に務まるのかと不安な思いばかりでしたが、相談業務も講師の業務も、とにかく多くの経験を

積むこと、そして業務に必要な知識を突き詰めるくらい思いで習得することを心掛けました。そうしているうちに知見も広がり、手応えを感じながら楽しんで業務を遂行できるようになりました。

慣れない業務で当時は大変な思いもしましたが、違反行為を未然に防ぐという観点から、事業者からの相談対応や講習会による普及啓発活動の重要性を実感することができました。また、講習会に参加している事業者の、法律に対する学びや関心など前向きな姿勢を間近に肌で感じるにより、自分自身もその思いに応えたいというモチベーションの向上につながり、さらに、ここでの経験が自分自身にとって大きな自信につながったことは大変良かったと思っています。

初めての単身赴任、 夫と話し合い不安を解消

- 経験を活かせる下請課への配属を希望
その後、審査局情報管理室に配属され10

か月経った頃、地方事務所への転勤の打診をいただきました。企業取引課では主に違反行為の未然防止の業務に携わってきたので、今後の異動先としては、得た知識を活かし、実際に事件調査を経て、問題ある行為に対して是正を求めていく業務に携わりたいという思いをずっと持っていました。そのため、地方事務所へ転勤となるのであれば、下請課への配属を希望しました。ただ、地方転勤は

初めての経験で、勤務環境が変わることや夫と離れて暮らすことに不安があったことも事実です。2人で話し合い、東京から新幹線で行き来しやすい場所を希望したところ、かつて夫も転動していた東北地方(東北事務所)への勤務が決定しました。

東北事務所では希望どおり、下請課への配属となりました。仙台市に所在する東北事務所は、東北6県全てを管轄しているため、一人一人が担当する業務量も自然と大きくなりプレッシャーもありましたが、下請法の相談対応から違反被疑情報の受付、事件調査まで一連の業務に加えて、講習会の企画運営も担当するため、これまでに得た知識をアウトプットできる絶好の機会と捉え、前向きに業務に取り組みました。

● 事件調査を経験して

実際に、事件調査の業務はとても興味深いものでした。下請法に規定される要件に基づき、どのような事実があれば違反となるのかを考え、違反が疑われる場合には調査を行う。自らひとつの事件調査を担当し、事実解明をしていく重要な業務に携われたこと



その地域ならではのプライベートの過ごし方も、地方転勤の魅力

は大変貴重な経験となりました。

上司や同僚からは、調査対象事業者への態度や姿勢への心掛けも重要であることを学びました。例えば実地調査の場面では、もちろん一人の調査官として毅然たる態度が必要であることは大前提ですが、調査対象事業者に気持ちよく協力していただけるよう、最大限の敬意を払うことも大切だということを実感しました。また、この調査の結果によっては事業者へ勧告などを行うこともあり得るわけですから、その責任の重さについては常に意識をして、まずは自分自身がしっかりと事実の全容を理解しなければと、分からないことがあればどんなに些細なことでも確認するよう努めました。

地方勤務の間は夫と離れて生活することになりましたが、フレックスタイム制を活用し、会う時間を多く確保するようにしました。例えば金曜は16時に退庁して関東の自宅へ帰省し、月曜はフレックスタイムと午前休を組み合わせて東京から仙台に戻れば無理なく午後からの勤務が可能となりますし、土日の丸々2日間、夫と一緒に過ごすことができます。私が関東の自宅へ帰省するだけでなく、夫が仙台まで来て一緒に過ごすことも頻繁にありました。そのおかげで休日は夫と東北各地の観光地を巡ったり、ウィンタースポーツを楽しんだり、地方転勤はプライベートの充実にもつながる素晴らしい機会となりました。こうした制度を活用するに当たり、周りの職員が理解を示してくれたことにとても感謝していますし、新幹線で行き来がしやすい場所への転勤に配慮をしてくださった人事課にも感謝しています。

ワークとライフ、 どちらも大切に

地方への転勤の打診をいただいた時は不安で一杯でしたが、東北事務所への転勤は、蓋を開けてみればとても楽しいもので、ワークもライフも非常に充実した日々でした。特に、東北事務所に長く勤めている職員や、私以外の東京からの転勤者など様々な方との出会いは、大変貴重な財産となりました。業務後には皆で飲みに行ったり、時には後輩の女子職員と自宅を行き来して交流を深めたり、休日には東北事務所恒例の芋煮会に参加したりと、プライベートでもリフレッシュすることができ、ワークとライフの良い相互関係を生み出すことができたと思っています。

東京に戻った現在でも、ワークライフバランスは重要視しており、メリハリをつけた働き方を意識するようにしています。休日や年休はしっかりと休んでリフレッシュする、その後はまた全力で業務に取り組む。働く時間に制限を設けることは業務の生産性を高め、充実したプライベートの実現にもつながると思い、日々このことを心掛けて業務に当たっています。



夫との年に数回の海外旅行はなによりのリフレッシュ

1日のタイムスケジュール例(転勤時)

- 8:00 起床
- 9:15 登庁
- 9:30 メールチェック、決裁状況の確認
- 10:00 事業者からの相談対応
- 12:00 昼食
- 13:00 事件調査に伴う事業者とのやりとり
- 16:00 講習会企画、課内打合せ
- 18:00 退庁
- 18:30 同僚らと飲み
- 21:00 帰宅、入浴、夫と電話
- 23:00 就寝

女性職員への メッセージ

転勤・単身赴任には大きな不安が伴いましたが、実際には自身のスキルアップはもちろんのこと、プライベートの充実にもつながる素晴らしい機会となりました。皆さんにも、私のような充実した転勤ライフを満喫してほしいです。

人事課からの メッセージ

Q 転勤の回数は平均してどれくらいですか。また、時期や場所の決定に当たって、職員の家庭状況をどのように考慮していますか。

A 公正取引委員会における転勤は、退職までに平均して1~2回程度です(一般職の場合)。転勤に際しては、人事担当者との面談(打診)等を通じて、本人の意向や家庭状況、転勤困難な事情の有無を確認した上で、転勤の可否、時期及び場所を決定しています。

Q 公正取引委員会にとっての転勤の意義や必要性を教えてください。

A 本局から地方事務所等への転勤では、現地の事業者と向き合い、地方経済の現状を実際に肌で感じながら仕事をすることができます。また、地方事務所等から本局への転勤では、霞が関の一員として、より大きなスケールで競争政策に携わることができます。全国の市場経済をフィールドに職務を遂行する公正取引委員会において、転勤は、職員の成長の機会として、業務上も重要な経験と位置付けられています。